

開議 午前10時00分

---

○笠井委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。請願第2号、日の出倉沼地区の移動手段について、陳情第18号、旭川市の自然と市民参加を守るため、メガソーラー計画の見直しと説明責任を求めるについてについて関わりまして、ここで委員会を休憩し、請願提出者及び陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前10時26分

○笠井委員長 再開いたします。

まず、ただいま趣旨・補足説明を受けた請願第2号につきまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、この件につきましてはただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは請願の判断を保留することによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、併せて趣旨・補足説明を受けた陳情第18号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、この件につきましてはただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留することによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○笠井委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、令和7年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号ないし議案第3号、議案第6号、議案第8号、議案第11号、議案第16号、議案第18号、議案第20号及び議案第21号の以上10件につきまして、理事者から説明願います。

○川邊福祉保健部長 それでは、福祉保健部所管の令和7年第4回定例会補正予算について御説明を申し上げます。

議案第1号及び議案第2号の令和7年度旭川市一般会計補正予算でございます。まず、旭川市一般会計補正予算（第4号）と記載されている補正予算書4ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の福祉灯油購入助成費であります。物価高騰の影響を受けている方々を支援するため、令和7年度の住民税が非課税の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯を対象に1世帯当たり1万円を給付するもので、4億2千982万3千円を補正いたします。財源は国庫支出

金7千106万8千円、一般財源3億5千875万5千円となります。

続きまして、旭川市一般会計補正予算（第5号）と記載されている補正予算書を御覧ください。補正の理由が給与改定に伴うものにつきましては事業ごとの説明は省略させていただきますが、補正予算書の20ページから23ページにかけて、24事業で合計3千978万9千円を補正いたします。財源は国庫支出金280万9千円、道支出金37万5千円、繰入金8万6千円、諸収入35万8千円、一般財源3千616万1千円となります。

次に、補正予算書21ページを御覧ください。3款1項2目障害者福祉費の視覚障害者情報提供推進費でございます。令和6年度補助事業に係る消費税仕入税額控除に伴い生じた国への償還金といたしまして16万3千円を補正いたします。財源は全額諸収入であります。

次に、3目老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金であります。介護保険特別会計の高額医療費合算介護サービス費の増などに伴い繰出金として1千728万5千円を補正いたします。財源は全額一般財源となります。

次に、介護サービス等継続支援費であります。令和5年度補助事業に係る消費税仕入れ税額控除の報告に伴い生じた道への償還金として、42万円を補正いたします。財源は全額諸収入であります。

続いて、議案第3号、令和7年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算であります。37ページを御覧ください。給与改定に伴うものとして5事業で合計1千691万4千円を補正いたします。財源は道支出金400万9千円、繰入金1千290万5千円となります。

次に、6款1項1目国民健康保険事業準備基金積立金であります。利子収入の増に伴う積立金といたしまして152万8千円を補正いたします。財源は全額財産収入になります。

続いて、41ページ、債務負担行為であります。特定健康診査等受診券印字及び封入封かん業務委託料になります。これまで大型プリンターを使用して自前で行っていた作業について、このたびのシステムの標準化により自前で作業を行えなくなることから、例年委託をしている受診券の封入封緘業務と一括で外部委託をいたします。5月1日の受診開始に発送を間に合わせるため、2月中の契約締結が必要となりますことから債務負担行為を設定いたします。

続いて、議案第6号、令和7年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。50ページから52ページにかけて、給与改定を伴うものとして11事業で合計1千725万1千円を補正いたします。財源は国庫支出金106万円、道支出金50万9千円、繰入金1千519万4千円、支払基金交付金48万8千円であります。

続いて、50ページを御覧ください。2款2項2目高額医療合算介護サービス費であります。受給件数及び1件当たりの金額増に伴う負担金といたしまして485万6千円を補正いたします。財源は国庫支出金132万9千円、道支出金60万7千円、支払基金交付金131万1千円、繰入金160万9千円となります。

続いて、52ページに移ります。3款3項2目任意事業費の地域自立生活支援等事業費でございます。成年後見制度利用支援事業の利用件数の増などに伴う扶助費として1千183万2千円の補正、財源は国庫支出金450万5千円、道支出金227万8千円、繰入金499万9千円となります。なお、補正額は1千194万8千円ですが、うち11万6千円は給与改定に伴うものでございます。

次に、5款1項1目介護給付費準備基金積立金であります。利子収入の増に伴う積立金として814万8千円を補正いたします。財源は全額財産収入になります。

次に、6款1項3目償還金であります。前年度に交付を受けた国の負担金交付金及び同交付金の精算に伴う償還金で2億1千999万6千円の補正、財源は全額繰入金となります。

続いて、議案第8号、令和7年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございます。補正予算書58ページを御覧ください。全て給与改定を伴うもので、2事業合計で399万2千円を補正いたします。財源は繰入金378万9千円、広域連合支出金20万3千円となります。

以上が、今回提案しております補正予算の概要でございます。

続きまして、条例の制定に係る議案の御説明をいたします。議案第20号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法に基づく関係省令の一部改正に伴うもので、本市が条例で定める基準について所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、乳幼児健康診査の内容が障害児通所支援事業所で行う健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、障害児通所支援事業所での健康診断の全部または一部を省略することができるようとするものであります。施行日は公布の日としております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○金澤税務部長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。補正予算書の19ページを御覧ください。2款2項2目賦課徴収費につきまして、人事院勧告を踏まえた給与改定による報酬等の増に伴い、管理事務費ほか3事業で合わせて63万2千円を補正いたします。財源は全額一般財源でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○樽井市民生活部長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。初めに、補正予算のうち、給与改定に関わるもののみの事業については、補正予算書18ページから26ページにかけてお示ししており、18事業、840万3千円となっております。財源といたしましては国庫支出金が178万3千円、道支出金が8千円、一般財源が661万2千円となっております。

次に、20ページを御覧ください。2款3項1目、市民課窓口ICT化推進費147万5千円についてであります。こちらは、3大都市圏内に所在する企業等から一定期間、専門的なノウハウを有する社員の派遣を受け入れる企業派遣型の地域活性化起業人制度を活用し、本市の窓口部分に係るDX業務に従事していただくことで、日本一の窓口の実現を目指すものであります。派遣社員の受入れは、令和8年1月からの開始を予定しており、当該社員の給与等に係る負担額を補正しようとするもので、財源につきましては全額を一般財源で措置しておりますが、国から特別交付税による支援が受けられることを想定したものです。

次に、同じく2款3項1目、市民課DX推進費についてでありますが、こちらは給与改定によるものが918万3千円となっているほか、マイナンバー法等の一部改正に伴い、現在進めております戸籍の記載事項として氏名に振り仮名を追加する業務のうち、これを住民票等に記載するための住民基本台帳システムの改修に要する費用として1千683万円、合計2千601万3千円となっております。令和6年度には、財源確保が困難となったことから、システムの改修を見送っております。

ましたが、令和8年5月26日の改正法施行までに改修を要することから、補正しようとするものであります。財源につきましては全額を国庫補助金で措置しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○山口健康保健部長 議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算のうち、健康保健部所管分につきまして御説明申し上げます。初めに、補正予算書の23ページ、24ページを御覧ください。人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う補正につきましては、事業ごとの説明は省略させていただきますが、4款1項1目保健衛生総務費の3事業、2目予防費の7事業、及び3目環境衛生費の5事業、合わせて15事業で合計491万5千円を補正しようとするものでございます。財源につきましては動物愛護基金繰入金が105万5千円、一般財源が386万円となっております。

次に、4款1項2目予防費の説明欄の上から2番目、歯科保健推進費についてであります。後期高齢者歯科検診において受診者数が当初予算の見込みを上回ったことから、健診業務に係る委託料259万4千円を補正しようとするものでございます。財源は諸収入である後期高齢者医療広域連合受託事業収入となっており、事務費等の基準単価増額分を含め、535万円を補正しようとするものであります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○太田環境部長 第4回定例会提出議案のうち、環境部に関わりのある案件について御説明いたします。初めに、議案第2号、令和7年度旭川市一般会計補正予算についてでございます。お手元の一般会計補正予算書24ページを御覧ください。上から2つ目にございます、4款1項3目の環境衛生費のうち鳥獣対策費につきましては、人里出没抑制等のための春期管理捕獲の実施などに際しまして、出動いただく猟友会のハンターに対して支払う報償費として129万8千円を補正しようとするもので、財源は道補助金が97万3千円、一般財源が32万5千円でございます。

次に、同じページの一番下にございます、4款2項1目のじん芥処理費についてでございますが、全7事業のうち、清掃工場管理費につきましては、本年8月10日に近文清掃工場におきまして、焼却炉設備部品の不具合が発生し、炉内の温度を維持するため、不具合解消までの間、助燃バーナーを使用したことから、灯油の使用量が当初予定使用より増加したため、燃料費として108万2千円を補正しようとするものであります。

また、残り6事業につきましては人事院勧告を踏まえた給与改定に伴う会計年度任用職員の給料などの増によるものでございまして、6事業合計で517万1千円を補正しようとするものであります。いずれも財源は全て一般財源でございます。

続きまして、議案第21号、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を改正する等の条例の制定につきまして御説明を申し上げます。本案は、本年7月24日に中園廃棄物最終処分場を廃止したことにより、附属機関である中園廃棄物最終処分場監視委員会を解散するため、中園廃棄物最終処分場監視委員会条例を廃止するとともに、処分場廃止後も継続して行われる発生ガスなどの調査結果などを確認する役割などを旭川市廃棄物処分場環境対策協議会に含めるため、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の一部を改正するものでございます。

環境部からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和7年第4回定例会提出議案のうち、市立旭川病院所管分につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第11号、令和7年度旭川市病院事業会計補正予算につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、給与改定に伴う給与費の増額のほか債務負担行為及び企業債の追加を行おうとするものでございます。

補正予算書76ページを御覧ください。実施計画の収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、下段の支出の部、1款病院事業費用1項本院医業費用1目給与費で2億9千486万1千円を増額し、その財源といたしまして、上段の収入の部、1款病院事業収益3項本院医業外収益3目一般会計補助金で152万8千円、4項一般会計負担金1日本院で6千600万5千円をそれぞれ追加しようとするものであります。

債務負担行為につきましては、81ページの債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、令和8年4月1日を始期とする夜間看護補助業務委託料につきまして、期間及び限度額の設定を行おうとするものであります。

また、企業債につきましては、ページ戻りますけれども、74ページの第2条及び75ページの第5条にお示ししておりますとおり、新たに経営改善推進事業債を追加し、その限度額を21億2千800万円と定めようとするものであります。

次に、条例改正2件につきまして、議案書により御説明を申し上げます。まず、議案第16号、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に係る閣議決定を踏まえ、企業職員の給与月額及び手当の規定について所要の改正を行おうとするものでございます。

また、議案第18号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合に鑑み、公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○笠井委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

まず、住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書の公表について、地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書の公表について及び予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書の公表についての以上3件について、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 住民基本台帳関係事務の特定個人情報保護評価書の公表につきまして、御報告申し上げます。住民基本台帳会計事務の特定個人情報保護評価の再実施に当たり、本年7月1日から8月1日までの間、評価書の意見提出手続を実施し、さらに情報セキュリティの専門知識を持った機関による第三者点検を受け、11月14日に報告書を受領したことから、資料、特定個人情報保護評価書（住民基本台帳関係事務）のとおり取りまとめたところでございます。

意見提出手続の結果につきましては、個人の方から2件の賛同意見をいただいております。

また、第三者点検におきましては、最終ページ、別紙4に記載のとおり、特定個人情報の取扱いに係るセキュリティ対策をより具体的に記載すべきといった意見があり、評価書の記載を修正い

たしましたが、特別個人情報保護評価の取組状況は適切であると判断されております。

今後につきましては、本年12月に評価書を国の個人情報保護委員会へ提出するとともに、市のホームページでの公表を予定しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○金澤税務部長 地方税に関する事務の特定個人情報保護評価書の公表につきまして、御報告を申し上げます。ただいま市民生活部長から報告があった件と同様に、本市の地方税の賦課徴収等に関する事務におきましても、本年7月1日から評価書の意見提出手続を実施し、11月14日に第三者点検終了に係る報告書を受領したことから、提出資料のとおり評価書を取りまとめたところでございます。

意見提出手続の結果につきましては、個人の方から2件の意見をいただきましたが、要望や不備等ではなく賛同意見をいただいております。

また、第三者点検におきましては、お手元の資料の最終ページに記載のとおり、システム内容に関する記載漏れの追記・修正や特定個人情報を記録する根拠法令を明示すべきなどといった意見があり、評価書の記載を修正いたしましたが、特定個人情報保護評価の取組状況は適切であると判断されております。

今後につきましては、本年12月に評価書を国の個人情報保護委員会へ提出するとともに、本市ホームページでの公表を予定しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○山口健康保健部長 予防接種関連事務の特定個人情報保護評価書の公表について御報告をいたします。市民生活部及び税務部から報告があったものと同様の案件となります。本年7月1日から8月1日までの間、評価書の意見提出手続を実施し、また、情報セキュリティーの専門知識を持った機関による第三者点検の報告書を11月14日に受領したことから、提出資料のとおり評価書をまとめたところでございます。

意見提出手続の結果につきましては、個人の方から2件の賛同意見をいただいたところであります。

また、第三者点検におきましては、資料の最終ページの記載のとおり、記載漏れや誤記等のほか、特定個人情報ファイルに記録される項目について、記録する根拠を明示すべきといった意見があり、評価書の記載内容を修正いたしましたが、特定個人情報保護評価の取組状況は適切であると判断されております。

今後につきましては、本年12月に評価書を国の個人情報保護委員会へ提出するとともに、本市ホームページでの公表を予定しているところでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 次に、使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続について及び地域集会施設の活用に関する実施計画（改定案）に対する意見提出手続についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○樽井市民生活部長 使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続について御報告いたします。

使用料・手数料の見直しに関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件でございますが、個別の使用料・手数料の所管部局として関係がありますので、11月21日から12月29日までの期間で実施している意見提出手続について、御報告いたします。

民生常任委員会が所管する使用料・手数料につきましては、住民センター、障害者福祉センターなどの使用料、市税の証明、犬の登録、指定ごみ袋などの手数料があり、関係する部局は税務部、市民生活部、福祉保険部、健康保健部、環境部となります。本日の報告は、使用料・手数料の見直しの全体概要となりますので、関係部局を代表して、市民生活部からさせていただきます。

それでは、使用料・手数料の見直し案を御覧ください。資料は3種類ございまして、資料1は使用料・手数料の見直し案の概要、資料2は使用料一覧、資料3は手数料一覧となっております。

それでは、資料1で見直し案の概要を御説明いたします。まず、1ページを御覧ください。ページの上段の中ほどに記載しておりますが、前回は令和2年4月に見直しを行っており、本来、令和6年度が本市の受益と負担の適正化に向けた取組指針に基づく見直しの時期ではございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、料金設定のための適切なコスト算定ができなかつたことから実施を見送り、今回、令和8年10月からの新料金適用に向けて見直し案を作成したものでございます。

ページの左下になりますが、見直しの対象といたしましては、取組指針の対象となる公の施設の使用料・手数料のほか、対象外ではありますが、取組指針に準じた算定等を行った施設の料金改定も併せて行います。取組指針の対象では、使用料で専用使用料が99施設1千143項目、個人使用料が40施設264項目、機械使用料が2施設74項目、手数料が1千73項目となります。また、取組指針の対象外では、総合防災センターや北消防署の貸室料金や旭山動物園の入園料の改定を行います。右側の今後の取組につきましては、最後に御説明いたします。

次に、2ページを御覧ください。こちらは料金の算定方法の説明になります。算定方法は取組指針に基づくものとなっており、今回は、使用料・手数料のいずれも令和4年度から令和6年度までの実績を基に算出しております。なお、改定料金は改定前の料金の1.5倍が上限となります。

次に、3ページを御覧ください。左側上段になりますが、今回の見直しによる改定後の料金の増額減額などを集計した表となっております。使用料では約90%の項目で増額、手数料では約83%の項目で増額の改定となっております。また、手数料の増額には、燃やせるごみ、燃やせないごみの指定ごみ袋の料金も含まれております。下段は、生活保護世帯に対する一般廃棄物処理手数料の減免制度の在り方について、今後検討を進めていくことの説明となります。ページの右側、パークゴルフ場につきまして、今回の改定を見送り、将来の施設の在り方と併せて改定期間等の検討を今後進めていくことの説明となります。各使用料・手数料の改定料金の詳細につきましては、資料2と資料3にまとめております。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、1ページに戻っていただき、下段の右側を御覧ください。パブリックコメントと併せて全体説明会、各施設で個別説明会を開催いたします。その後、市民の皆様からいただいた御意見等を踏まえながら、料金改定の最終案を取りまとめ、来年6月の定例市議会に関連する議案を提出し、令和8年10月から新料金を適用したいと考えております。なお、旭山動物園の入園料や指定ごみ袋、粗大ごみ処理手数料などは、時期の例外として新料金の適用時期を別途設けております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

引き続き、地域集会施設の活用に関する実施計画（改定案）に対する意見提出手続について報告いたします。地域集会施設の活用に関する取組につきましては、総務常任委員会所管の案件ではございますが、施設所管部として関連がありますので御報告させていただきます。本件は先ほど説明いたしました使用料・手数料の見直しと重なる内容もありますことから、併せて取組を進めてきており、こちらも同様に11月21日から12月29日までの期間で意見提出手続を実施しております。

配付資料は3種類になりますが、概要版を御覧ください。まず、地域集会施設は、表紙の下段のとおり、6類型34施設で構成されており、このうち、市民生活部所管施設は、住民センター、地区センター、農村地域センター、地域活動センターとなります。

1ページを御覧ください。地域集会施設については、平成31年2月に策定しました地域集会施設の活用方針を基に、令和元年8月に取組内容を整理した地域集会施設の活用に関する実施計画を策定したところであり、使用料・手数料の見直しと併せて第1段階の取組を令和2年4月から実施し、今回、来年10月からの料金改定に合わせて第2段階の取組を整理し、改定案としたところでございます。

2ページを御覧ください。このページ以降は、（1）から（7）の取組ごとに、第1段階、第2段階、その次の第3段階などの取組をまとめており、市民生活部に関する主な内容について説明いたします。

3ページを御覧ください。（5）使用料及び利用料金の設定基準等であります。地域集会施設においても、受益と負担の適正化に向けた取組指針に基づき算出し、地域集会施設の共通料金としております。

料金表が4ページ、5ページになります。なお、取組指針で改定料金の上限は改定前の1.5倍と定めているため、公民館及び農村地域センターの一部部屋は共通料金となっておりません。

6ページを御覧ください。（6）減免についてです。第2段階においては、公民館及び農村地域センターでの減免対象となっている社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体について、現在は、公民館と農村地域センターが別々の基準で運用しておりますが、統一の基準を作成いたします。なお、作成に当たっては、現在対象となっている団体は引き続き対象となるよう整理いたします。

また、今回の第2段階の後、第3段階に向けての取組となります。農村地域センターで減免の対象となっている生涯学習活動団体について、令和5年度の行政評価や包括外部監査での御意見をいただきておりますことから、見直しを検討してまいります。

概要版の説明は以上でございます。

改定案については、11月21日から12月29日までの意見提出手続のほか、本日と明後の夜の全体説明会や各施設で開催する個別説明会での御意見などを踏まえた上で、附属機関での審議を経て必要な修正を行った後、令和8年度に改定版として策定を予定しております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○石川厚子委員 ただいま、使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続について報告がありました。その中で、この使用料・手数料の見直し案のうち、燃やせるごみ、燃やせないごみのごみ

処理手数料の概要をまずお示しいただきたいと思います。

○佐藤クリーンセンター主幹 燃やせるごみ、燃やせないごみの処理手数料は、市民の皆様に指定ごみ袋またはごみ処理手数料シールを購入いただくことにより徴収するもので、現在、指定ごみ袋の額は燃やせるごみ、燃やせないごみともに5リットル用で10円、10リットル用で20円、20リットル用で40円、30リットル用で60円、40リットル用で80円となっております。また、ごみ処理手数料シールは、燃やせるごみ、燃やせないごみを収容すると破れてしまうなど、指定ごみ袋の使用が困難なごみに貼りつけて使用するものであり、その額は燃やせるごみ、燃やせないごみともに40リットル用のごみ袋と同額の80円となっております。

手数料の収入額は、令和6年度決算で、指定ごみ袋で5億142万1千100円、ごみ処理手数料シールで174万400円となっております。

○石川厚子委員 燃やせるごみ、燃やせないごみともに10リットルで20円ということは、1リットル2円ということですね。今回、この使用料・手数料の見直し案で10リットル20円を30円にするということですね。

家庭用ごみ袋の購入費用、これを1.5倍にするということなわけなんですが、この積算根拠をお示しいただきたいと思います。

○笠井クリーンセンター所長 燃やせるごみ、燃やせないごみの処理に関する手数料は、指定ごみ袋の製造管理に係る経費、収集運搬業務委託料、それから、収集したごみの焼却処理、埋立て処分に係る経費など、ごみの処理にかかった経費から1リットル当たりの処理経費を算出し、受益者であるごみを排出する市民の皆様に負担をいただくものであります。受益と負担の適正化へ向けた取組指針（改訂版）においては、手数料の負担割合は100%となっておりますが、平成19年度の有料化導入の際に、排出量に応じた負担によるごみの減量に対する意識づけや、過度な負担による不法投棄等の抑止等の観点のほか、他都市の手数料の額などを勘案し、1リットル当たりの処理経費6円に対し、負担割合を3分の1、すなわち33.3%として、手数料を2円としたものであります。

今回の見直しでは、これらの市民の負担割合の考え方を踏襲することとし、令和4年度から令和6年度までの直近3か年の実績から算定した1リットル当たりの処理経費は10.4円で、負担割合を3分の1としても3.5円と、現状と比較して1.75倍までとなっており、激変緩和措置として、現行の料金の1.5倍である3円に改定しようとするものであります。

○石川厚子委員 今ね、激変緩和措置ということを言われたんですけれども、激変緩和措置として1.5倍にするということは、今後さらに値上げするということでおろしいんでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 今後につきましては、また4年に一度見直しがございますので、その状況に応じて、社会情勢ですとか他都市の状況等を踏まえまして検討してまいります。

○石川厚子委員 今後検討するっていうことなんですか? 今、私ちょっとこだわったのは、激変緩和措置っていう言葉なんですよね。例えば寿バスカードを今、2千円を4千円にしようとすると。これを激変緩和措置として、来年度は3千円、再来年度から4千円っていう、こういう場合の激変緩和措置っていう言い方、そのよしあしはともかくとして、その言葉としては分かるんですけども、今回、激変緩和措置として1.5倍にするということは、将来、それ以上にするっていうことを見込んでいる、そういうふうに受け止められると思うんですが、その点はいかがなん

でしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 現状の処理経費ですとか、そういうものを基に算定しておりますとおり、今後につきましても、そういうような経費と負担の考え方ですとか、先ほど申し上げましたとおり、他都市等の状況を踏まえまして、あと、受益と負担の適正化に向けた取組指針の激変緩和措置ということで1.5倍というものを定められておりますので、そういうものも含めて勘案して検討してまいりたいと思います。

○石川厚子委員 どうも激変緩和措置という言葉を使われると、この上さらにあるぞっていう、そういう印象は免れないんですが、そこはちょっとこの際置いておきまして、現在、10リットルであれば、ごみ袋1枚20円なわけなんですが、他の自治体と比較してどのようにになっているのでしょうか。

○佐藤クリーンセンター主幹 ごみ袋の大きさは自治体によって異なりますことから、10リットル換算の額で申しますと、道内主要な10市で、20円が本市のほか、札幌、函館市など6市、26円が釧路市の1市、30円が室蘭市、帯広市、江別市の3市となっております。今後につきましては、北見市が令和8年10月から30円に改定すると伺っております。

見直し案で30円としている本市及び改定予定の市を含めますと、10リットルのごみ袋換算で道内主要な10市のうち5市が30円となっております。

○石川厚子委員 道内主要10市のうち半分の5市が10リットルで30円または今後30円になる予定なので、値上げしても構わない、そういう理屈なのかなというふうには思いますが、旭川は10市の中で高いほうの半分に入ってしまうということですよね。

のことによって、一般的な家庭で年間の負担というのはどの程度増えるのでしょうか。

○佐藤クリーンセンター主幹 現在の指定ごみ袋及び手数料シールに関する市民1人当たりの負担額につきましては、これらの手数料収入の決算額を本市の人口で除して算出しますと、直近3年平均で1千638円となります。また、一般的な家庭の負担額につきましては、手数料収入を世帯数で除した直近3年間の平均で、1世帯当たり2千961円となります。今回の見直しにより、手数料の額を1.5倍とした場合、ただいま申し上げた金額の半額相当となり、1人当たりでは年間819円、1世帯当たりでは年間1千480円と見込んでおります。

○石川厚子委員 1世帯当たり1千500円近く負担が増えるということですね。世帯数を掛けますと、2億5千万円を超えるのかなというふうに思います。

令和9年4月から適用の予定なんですが、その以前に購入したごみ袋というのはそのまま使えるのでしょうか。

○笠井クリーンセンター所長 手数料の改定を行う場合、指定ごみ袋の取扱いについては様々な方法が考えられますが、現行のごみ袋を新料金適用後も使用可能とした場合、袋の買占めが発生し、必要な方が購入できなくなるおそれがあるとともに、買い占めた人とそうでない人の不公平感を助長してしまうため、新しい袋への切替えを行う方向で検討を進めております。

また、新料金適用直前における駆け込みの排出の抑制を図るとともに、購入済みの旧袋を使い切り無駄を生じさせないよう、袋の切替えに当たりましては、新料金適用後の一定期間、旧袋も使用できる併用期間を設ける必要があると考えております。

新料金の適用時期につきましては、新袋の製造や袋の切替えに関する事項などについての周知に

期間を要することから、令和9年4月1日を予定しているところです。

詳細につきましては今後検討を加えていきますが、市民の皆様にとって分かりやすく、ごみの排出や収集にできる限り混乱や支障を来さない手法をとってまいります。

○石川厚子委員 一定期間、旧ごみ袋も使用できるということですね。このごみ袋が有料化された際には、駆け込みで当時の黒いごみ袋に入れたごみがごみステーションにあふれかえったということを覚えております。市民に混乱を来さない、そういった手法をとっていただきたいと思います。

この1.5倍といいますと、使用料・手数料の上げ幅の上限となっておりますが、この上げ幅が大き過ぎるのではないかというふうに思いますが、見解をお伺いします。

○太田環境部長 ごみ処理に関わる経費につきましては、昨今の物価高ですとか、人件費の高騰などによりまして、増加傾向にあるということでございます。先ほど所長のほうから申し上げましたとおり、直近の3年平均のリッター当たりの処理経費といったものは、有料化導入時の6円から10.4円まで増加しているということでございまして、現行の手数料額の2円では、市民の負担割合が約19.2%という状況になってございまして、当初の負担割合は33.3%と比較しますと、14.1ポイント下回っているという状況もございます。今回の見直し案におきましては、激変緩和措置という適用でございますけれども、改定後の手数料額を3円とすると、市民の負担割合は28.8%ということでございまして、有料化時の負担割合を4.5ポイント下回ってございますが、同等程度の水準となります。市民の皆様には新たな御負担をいただくということでございますが、処理経費の増加状況を踏まえますと、やはり改定はやむを得ないものと考えているところでございます。

今後におきましてはパブリックコメントの手続を進め、市民の皆様からいただいた御意見などを踏まえながら、料金改定の最終案を取りまとめるということになりますけれども、市内の各地域で開催予定の説明会などを通じまして、市民の皆様には、しっかりと御理解いただけるように丁寧に説明に努めてまいりたいと考えております。

○石川厚子委員 先ほど他都市の状況をお伺いしたんですが、北見市では一番大きなサイズのごみ袋が10枚で1千350円になるというふうに伺っております。財政悪化のしわ寄せが市民にその分求められるというのはちょっとたまたまではないかなというふうに感じております。

現在、この使用料・手数料の見直し案についてパブリックコメントが行われている最中でありますし、また本日と29日、市民説明会も開かれますね。このごみ処理手数料の値上げについては、市民の声に耳を傾けて慎重に行っていただきたいと述べまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○笠井委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について、第5次旭川市障がい者計画（素案）に対する意見提出手続の実施について及び高齢者バス料金助成制度の寿バスカード交付時負担金改定（案）に対する意見提出手續の実施についての以上3件について、理事者から報告願います。

○川邊福祉保険部長 令和7年10月23日付で実施いたしました児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の取消しについて御報告申し上げます。今回、児童福祉法における指定障害児通所支援事業者の指定の取消しを行ったのは、帯広市西19条南1丁目7番地30に事務所を有する一般社団法人妙の杜でございます。同法人は、令和6年4月1日に児童福祉法における指定障害児通所支援事業者の指定を受け、旭川市内では2か所の事業所において児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供しており、令和6年11月18日から令和7年8月29日までの間、本市が実施いたしました監査において、通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合、通所支援計画等未作成減算を適用しなければならないにもかかわらず、減算を適用せず、障害児通所給付費を不正に請求し、また、定員超過利用減算の適用を免れるため、障害児の通所支援の利用日を未利用日に付け替えるなど、障害児通所給付費を不正に請求したなどの事実が確認されたことから、児童福祉法第21条の5の24第1項に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定の取消し処分を行ったものでございます。指定取消し年月日は令和7年11月30日であります。

これは今年の9月24日現在で当該事業所にいる約50名の利用者の方が、ほかの事業所に移行できる期間を配慮したもので、事業者の責務として努力することも併せて指示いたしております。なお、不正請求額は現時点の概算で約1千2万円であり、これに40%の加算額401万円を加えると約1千403万円となっております。

この件の報告は以上でございます。

続きまして、第5次旭川市障がい者計画（素案）に対する意見提出手続について、その概要を御報告申し上げます。素案概要版を御覧ください。本計画は障害者基本法の規定に基づき、国が策定する障害者基本計画及び北海道が策定する北海道障害者福祉プランを基本とし、本市の障害のある方の施策に関する基本的な方向を示す内容となっております。

今回、国の計画の改定において、基本理念及び各論に大きな変更がなかったことから、本市の計画の基本理念も第4次計画を踏襲し、障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくりといたしております。

計画期間は障害者施策に係る制度や社会経済情勢の変化、また、第8次旭川市総合計画の見直しなどに対応できるよう、これまで同様、令和8年度から令和12年度までの5年間といたしております。

次のページにある計画体系図では、基本理念を踏まえた、その人らしさを尊重し合う地域社会の推進、その人らしく暮らすための支援体制の充実、いきいきと暮らすための自立と社会参加の促進、安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現の4つの目標の下、9つの施策区分に沿った方向性を設定いたしております。また、今回の計画策定に当たって、障害当事者などを対象に実施したアンケート調査で意見が多かった障害がある人への理解という項目に重点を置くこととし、新たな施策を盛り込んでおります。

施策の方向や具体的な施策などについての概要は3ページ以降に記載いたしており、前回計画との対比で各施策の項目に新規や拡充といった記載をいたしております。

ただいま御説明いたしました第5次旭川市障がい者計画（素案）については、現在、意見提出手続に向け所要の作業を行っているところであります。12月24日水曜日から1月31日金曜日までの期間で、市政情報コーナーや各支所、公民館、障害者福祉センター、障害福祉課などで資料を

配布するほか、市ホームページへの記載による意見の募集を行う予定であります。今回意見提出手続でいただいた御意見などを踏まえて整理を行い、社会福祉審議会の計画策定部会で審議を経て、年度内に本計画を策定をするという予定になっております。

以上、第5次旭川市障がい者計画（素案）に対する意見提出手続の実施に係る御報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 高齢者バス料金助成制度の寿バスカード交付時負担金改定（案）に対する意見提出手続の実施につきまして御報告申し上げます。本件につきましては、5月9日と7月22日の本委員会において制度の現状と課題及び当面の進め方の概要について、また、その内容に対する審議会からの答申について、それぞれ御説明をいたしましたが、その後、答申内容などを踏まえ、寿バスカード交付時負担金の改正案を整理し、その内容について市民意見提出手続を実施するものでございます。

本日配付しました市民意見提出手続用に作成いたしました横版の資料を基に御説明をいたします。資料の4ページを御覧いただきたいと思います。寿バスカード交付時負担金につきましては、平成18年度から導入をしており、その額は、当時のバス運賃平均額を基に1か月当たり1往復分の料金相当額としておりますが、これまでのバス運賃改定によりましてバス運賃平均額は上昇してきてございます。

市では、運賃改定のために交付時負担金の改正、制定を行うことについては、利便性の点から、これまで慎重に対応してまいりましたが、特に令和6年度のバス運賃改定の結果、右下のグラフにありますとおり、利用者の負担割合との低下と市負担の増加が顕著になっているところでございまして、今後も制度を安定的に継続するため、今回の寿バスカードの交付時負担金の改正を進めようとするものでございます。

次に、資料の5ページを御覧ください。改定額につきましては令和6年度の実績を基に算出すると4千56円となることから、改正案を4千円といたしました。改正の進め方につきましては現行の負担金額2千円と比較して2倍となることから、審議会からの答申を踏まえ、緩和措置として、令和8年度は3千円、令和9年度に4千円と、2か年度で進めようとするものであります。意見の募集期間につきましては10月31日から12月12日までの約1か月半としており、募集期間終了後、いただいた意見などを参考に改正案の内容や提案時期などについて検討してまいります。

以上、意見提出手続の実施についての御報告でございます。よろしくお願ひいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第2次スマートウェルネスあさひかわプラン（案）に対する意見提出手続の実施について及び旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見提出手続の実施についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○山口健康保健部長 第2次スマートウェルネスあさひかわプラン及び旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画の2つの計画案に対する意見提出手続の実施について御報告いたします。資料は、計画ごとに意見提出手続の実施について、概要版、計画本体の3つの構成となっております。

第2次スマートウェルネスあさひかわプラン（案）から御説明いたします。資料1枚目の第2次スマートウェルネスあさひかわプラン（案）に対する意見提出手続の実施についてを御覧ください。本プランの策定趣旨についてでございます。現行のスマートウェルネスあさひかわプランは、健やかで幸せという言葉を組み合せた健幸づくりに取り組むためのアクションプランとして令和5年6月に策定し、取組を進めてまいりました。このたび、現行プランの最終年度を迎えることから、令和8年度を始期とする第2次スマートウェルネスあさひかわプランを策定するものであります。

プランの概要につきましては、副題をつながる、ひろがる健幸づくりとし、外に出かけることで活動を増やし、活動範囲を広げることが、将来の健康につながるとともに、人ととのつながりを創出し、市全体、世代間、未来の健康に波及していくことを目指して、さらなる取組を推進するものであります。第2次プランでは現行プランに引き続き、ひと、くらし、まちの健幸づくりを3つの柱とし、令和6年度から運用開始しておりますあさひかわ健幸アプリの機能も活用しながら、外出機会の増加を意識した事業展開を行うこととしております。

計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とし、令和6年度に施行した第3次健康日本21旭川計画の中間評価の時期と併せて見直しを行う予定となっております。意見提出手続は本年12月24日から来年1月30日まで実施し、いただいた御意見などを踏まえ、令和8年3月末に策定、4月に施行しようとするものでございます。

次に、旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について御説明をいたします。資料1枚目の旭川市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）に対する意見提出手続の実施についてを御覧ください。本計画の改定趣旨についてでございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染症危機に対応するための平時の備えや感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成28年3月に策定しておりましたが、このたび、新型コロナウイルス感染症対応における課題等を踏まえ、国及び北海道の改定に伴い、本市の行動計画を全面改定するものでございます。

本計画は感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的としており、改定のポイントといたしましては、これまでの6つの対策項目に、リスクコミュニケーション、水際対策、ワクチン、治療薬・治療法、検査、保健及び物資の7項目を加えた13項目に拡充した点になります。また、各項目を準備期、初動期、対応期に分け、各時期に応じた対応を設定しているところであります。さらに、市行動計画には、ワクチン項目を補完するため、新たに住民接種ガイドラインを策定し、本市の住民接種体制の構築を図るため、市行動計画と一体的な運用を行うこととし、巻末に加えているところでございます。意見提出手續は本年12月24日から来年1月30日まで実施し、いただいた御意見などを踏まえ、3月中に改定し計画に基づく取組を推進してまいります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○笠井委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院使用料及び手数料条例改定案に係る意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院使用料及び手数料条例改定案に係る意見提出手続の実施につきまして、配付資料に基づき御報告を申し上げます。資料、市立旭川病院使用料及び手数料条例の改定案、こちらを御覧ください。

まず、1ページ目の上段になりますけれども、今回の意見募集期間につきましては、11月21日から12月29日までとしております。次に、その下の改定の趣旨、考え方になりますが、当院の公的医療機関あるいは公立病院としての機能を将来にわたり維持していくという考えの下、国が定める入院料や薬価料などの診療諸料金以外の条例で定める諸料金の一部につきまして、物価高騰や人件費の上昇などのコストを踏まえるとともに、市内同規模の病院、具体的には当院以外の4つの基幹病院になりますけれども、そことの比較も行いながら、見直すこととしたものでございます。なお、補足の説明になりますけれども、当院の使用料及び手数料につきましては、市が定める受益と負担の適正化に向けた取組指針の対象外ではありますけれども、当院の現在の厳しい経営状況を踏まえまして、経営改善の取組の一つとして、全庁的な取組と歩調を合わせ改定しようとするものでございます。

次に、今回の改定の内容につきまして概略になりますけれども、2ページ目を御覧いただきまして、まず、①特別入院室料金につきましては、個室、あるいは複数のベッドがある部屋を1人で使用する場合に、1日当たりの入院料に加算されるもので、表のとおり300円から700円の増額としております。

次に、その下の②新生児室の料金につきましては、現行の1日につき500円から100円増の600円としております。

次に、3ページと4ページにつきましては、③文書料ということで、当院で発行する各種証明書や診断書などでございまして、表にありますとおり、据え置いているものもありますけれども、60円から1千260円の増額としております。

次に、5ページ目になりますけれども、④健康保険適用外診療、こちらにつきましては、通常、健康保険法の規定に係る保険診療は、診療報酬の点数1点当たり10円で医療費を計算しますけれども、訪日外国人の方など、健康保険証を持たない方につきましては、現行1点当たり15円としておりますところ、5円増額して20円としております。

最後に、6ページ目になりますが、今後の取組ということでスケジュールを記載しております。意見提出手続を実施した後、提出された御意見等を踏まえた上で、来年1月には最終的な条例改正案を作成いたしまして、令和8年第1回定例会での条例改正の提出を予定しており、施行日につきましては、令和8年6月1日を予定しております。このスケジュールにつきましては、当院の厳しい経営状況を踏まえまして、また、先ほど申し上げましたように、今回の当院の使用料・手数料につきましては市の取組指針の対象外ということありますので、全庁的な改定スケジュールよりも早期の実施を目指そうとするものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○笠井委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○笠井委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

---

散会 午前11時33分